

中世の相撲に関する一考察

—相撲節(すまいのせち) 廃絶後の相撲人(すまいびと)のゆくえ—

下谷内 勝利

1. はじめに

これまで相撲の歴史は、古代の「節会相撲」、中世の「武家相撲」、近世の「勸進相撲」という枠組みを大きく逸脱することなく叙述されてきた¹⁾。なかでも中世の「武家相撲」は、一般史のなかでこの時代が武士たちを主人公とした動乱の時代として捉えられてきたことから、武士をめぐる記録がこの時代の主要な記録として扱われてきた。このため相撲史も同様に武士たちの記録を中心に描かれてきた。確かに『吾妻鏡』²⁾にみられる相撲関係の記事からは、鎌倉幕府の初代将軍である源頼朝による相撲上覧をはじめ、頼家、実朝、頼経らも相撲を見物したことが窺える。また、『古今著聞集』³⁾、『曾我物語』⁴⁾からは鎌倉武士である畠山重忠、朝比奈義秀、河津三郎祐泰、俣野五郎影久などが相撲技に優れていたことを窺い知ることができる。

しかしながら、中世が単に「武家の時代」であったわけではなく、網野⁵⁾はこの時代が日本の社会の構造、民族的な体質にかかわる大きな転換期であったと指摘している。民衆社会が大きく転換し、そのなかで現代に繋がる日本文化の要素の多くが胚胎した時代であったことから、相撲もその一要素であったことは容易に想像できる。

古代において相撲は、宮廷の年中行事の三度節(射礼・騎射・相撲)の一つとしておこなわれていた。相撲節は舞楽によって彩られており、芸能の色彩が濃厚であった⁶⁾。芸能は宮廷以上に寺社と深い関わりをもっており、寺社における法会はそれ自体が一種の芸能といえるものであった⁷⁾。ゆえに、相撲節廃絶後にその担い手である相撲人(すまいびと)⁸⁾が寺社との関わりをなかで時代の盛衰を生き続けたことが想定できる。近年になってようやく新田一郎が『相撲の歴史』のなかでこれ

を指摘しているに過ぎず、スポーツ史からのアプローチは皆無といえよう。

そこで本稿は相撲節廃絶後の相撲人のゆくえを寺社と芸能との関わりの中かに探ることによって中世における相撲について若干の考察をしたい。

2. 相撲節と寺社の相撲

相撲節は8世紀にはじまり、9世紀には平安朝廷の年中行事として定着した。12世紀末期に廃絶するまで、400年にわたって舞楽・饗宴などをともなう催事として、宮廷の初秋を飾っていた。平安末期になると相撲節終了後に相撲人はそのまま京に留まり、京周辺の寺社⁹⁾の祭礼に奉納される相撲を勤仕していたようである。八月に松尾大社や石清水八幡宮、九月には賀茂神社など、京周辺の大社の祭礼に相撲が催され、相撲節相撲人が相撲を奉納したことが散見できる。これらの事情が好例なのが石清水八幡宮の放生会(ほうじょうえ)の相撲である。『小右記(しょうゆき)』¹⁰⁾のなかには万寿四(1027)年八月の放生会に「石清水宮放生会相撲人十人交名(こうみょう)」(名簿)が見られる。このなかには「最手勝岡(かつおか)」の名がある。この「勝岡」は相撲節相撲人で最手を勤めていた真上勝岡(まがみのかつおか)に間違いなく。相撲節相撲人がこの放生会の相撲を勤仕していたことを窺わせる。

また、『長秋記』¹¹⁾の保元元(1156)年八月十五日条にも石清水八幡宮の放生会の記事があり、そのなかの一節に以下のようにある。

次相撲十七番、廳頭忠清伝、有節時最手以下皆參、無節時成府牒召國相撲人、而故院、無節時不可召相撲之由、被仰下了、其後相撲等不參、是府極大事也、無節時者、相撲事可被付寺家歟云々

石清水八幡宮の放生会の相撲は、相撲節のために上京した相撲人が京に滞在してつとめるという。相撲節が行われない場合は「国相撲人」¹²⁾を召して行われたというものである。つまり、これは相撲節相撲人を統轄する左右近衛府によって調達されていたことを教えている。相撲節が行われない時に「国相撲人」を召すことが

白河上皇より禁止されていたことから、従来のように相撲人調達を近衛府に求められてもその任を果たすことが困難でる。相撲節のない場合の相撲人調達は祭礼の主体の「寺家」の責任のもとに行うべき、ということが記されている。

この相撲会の内容については石清水八幡宮の臨時祭および放生会関係の記録を抜粋した『臨放記』¹³⁾ やその他の記録からは、十七番という定例の番数や勝負舞として陵王・納蘇利・還城楽・抜頭を奏していることが窺え、相撲節の儀式次第を模して行われていたことを教えている。

また、同様に賀茂社の祭礼の相撲も、相撲節との関係が濃厚である。『長秋記』には天永二（1111）年九月九日の賀茂祭に相撲節相撲人が「相撲十番」を勤仕し、その後勝負舞として左「龍王」、右「納蘇利」の舞楽が奏されている。平安後期に実例を確認されるこうした京周辺の大社の祭礼に奉納される相撲は、いずれも相撲節が前提に成立しているのである。

このような事情は地方の神社の相撲についても確認できる。大和の春日若宮社、常陸鹿島神社、信濃諏訪神社、相模鶴岡八幡宮など諸社の祭礼に奉納される相撲の儀式は相撲節の儀式を模したと考えられる。『古今相撲大全』¹⁴⁾ によれば、春日若宮社の場合、保延二（1136）年に春日祭として芸能づくしあるいは芸能祭の様相ではじまり、翌年から相撲などが加えられて盛大をきわめたという。この祭礼の相撲には、「古の朝廷相撲節の遺意なり」として相撲の後に「抜頭（ぼとう）」その他の舞楽を奏するとある。また、鹿島神社の相撲は「コトリ使」¹⁵⁾ という語を残している。さらに諏訪神社の場合、『諏訪大明神絵詞』¹⁶⁾ が四月一五日、五月六日、七月二十九日の三度にわたり「相撲二十番」を行っていたことを教えており、そのなかには「占手」¹⁷⁾ の文字もみえる。鶴岡八幡宮の相撲においては相撲の本番に先だって稽古相撲を意味する「内取（うちどり）」が行われた例がある。

いったいに、11世紀後半、国衙（こくが）法会の会場となった有力社は一国鎮守の地位を固め、「一宮（いちのみや）」と呼ばれるようになった。一宮は一国内の仏神事の拠点としての役割を果たすとともに、一宮を頂点に国内諸社の階層的秩序が形成され、全体として国内を宗教的に護持する体制をつくったという¹⁸⁾。ゆえに、中央で行われていた法会などの仏事の地方への伝播は、国衙・一宮の影響が強いと思われる。

野口実は、国一宮社家である因幡伊福部（いなばいふくべ）氏が相撲人を勤めた事例に着目し、諸国一宮の「本来的性格が在庁官人層の意志的結集の場であるという点に求め、その一宮における頭役や神事・儀式奉仕の体系への組入れが、国司の棺への結番・参勤とおなじく、『国ノ兵共』を組織するうえで有力な方法であったとする在来の研究成果に基づいて、相撲もまた流鏝馬などとならんで一宮に奉仕される軍事的儀式である以上、相撲人も国衙の譜第図に基づき、武士身分として固定した家系から選抜されたもの」と想定している。また、出雲国一宮である杵築大社（出雲大社）の遷宮にともなう神事を例に、「競馬五番・流鏝馬五番、相撲十番」が郷々に課せられており、院政期以降の相撲人は国衙の主導によって形成された神事役の賦課体制のもとで、国衙領・荘園に割りあてることによって徴発されたことを教えている¹⁹⁾。

また、相撲節相撲人に対しては、本国における課役の免除や往復途上の便宜給与などの特権が与えられるとともに、初期には近衛番長、後期には郡司に任用される道が開かれるなど、相撲節相撲人としての勤仕にはさまざまな給付が用意されていた。免田の給与もその一つであり、保元三（1158）年に36年ぶりに相撲節が再興される際に、相撲人に対して一定の面積の免田（最手には八〇町、腋には四〇町）を給付するように近衛府から諸国に要請されている。

3. 相撲節廃絶後の相撲人

当然のことではあるが相撲節廃絶後、国衙の主導によって挑発された「国相撲人」は、13世紀以降は見いだせなくなる。では、相撲節廃絶後に相撲節相撲人はどこへ行ったのであろうか。従来の相撲史は中世について、まず『吾妻鏡』の記事を主な材料に用いて鎌倉初期の「武家相撲」の盛行を記述している。ついで『吾妻鏡』の記述が終わる文永3（1266）年以降についてはまとまった史料がなく、相撲に関する史料を容易にみることができないことから、北条時頼の嘆き「近時武芸廢れて自他門共に非職才芸の事を好み己に吾家の礼を忘れ訖んぬ」などをもって、中世は「相撲の沈滞期」と捉えてきた。しかしながら、武士たちによる武芸としての相撲が廢れていったことは事実ではあるが、それによって中世の相撲全体を語るのには

無理があろう。なぜなら、寺社の祭礼における相撲は、前述のように相撲節を模して奉納された相撲を想定することができるからである。つまり、相撲人として専門的な職能をもって寺社と結びつく場合と、専門の相撲人を雇い入れる場合が想定される。相撲節の廃絶によって「国相撲人」によって勤仕されていた諸国一宮など地方寺社の相撲は、近在郷々への相撲役賦課と、専門の相撲人の雇用という、二つの方法あるいは両者の折衷という形態で、「国相撲人」体制の変化に対応したのである²⁰⁾。

相撲役賦課という形態の事例として宇佐八幡宮の放生会に奉納された相撲がある。この相撲には、臼杵庄から五人、富田庄から二人・・・、という具合に、近在の荘園に相撲人の抛出が割りあてられており、また同じく宇佐八幡宮の万灯会の相撲には、日向国から相撲人二十七人が徴発されていた²¹⁾。さらに、先にも触れたように13世紀前半、出雲杵築大社(出雲大社)の遷宮大祭に際して左右相撲頭役は、舞頭とともに「國中地頭役」として地頭に課せられていた²²⁾。

こうした形態は、もう少し規模の小さな社寺においてもみられる。紀伊国隅田八幡宮の放生会をめぐって成立した各種の頭はその早い例とされている。鎌倉末期には猿楽頭や田楽頭と並んで相撲頭がみられる。それはもっぱら経済的負担を中心に祭礼を担っていたのである。言うまでもなくこのような形で「相撲頭役」(田楽や猿楽などの芸能でも同様)が成立するためには、雇われて相撲を奉納する専門的な相撲人の存在が必要となる。相撲節相撲人の流れを汲むであろう専門的な相撲人にとっても寺社の祭礼の芸能は重要なマーケットであったことは間違いなく、この形態で催された祭礼の相撲がやがて時代が下って勧進相撲興行という形に帰結することが容易に想像がつく。

相撲節が廃絶した後、相撲節相撲人の流れを汲み相撲節の故実様式に通じた半ば専門的な相撲人の集団が形成され、京周辺の寺社の祭礼に奉納される相撲は、彼らがその都度寺社に雇われて担うようになったと考えられる。これらの相撲人集団は、「京相撲」あるいは「京都相撲」と呼ばれ、地方にもおもむいて各地の大社寺の奉納相撲にたずさわることもあった²³⁾。

鶴岡八幡宮の放生会は、石清水八幡宮のそれを模倣する形で始められ、放生会に奉納される相撲もまた、石清水の様式を間接的に継承することによって成立した。

『鶴岡社務記録』²⁴⁾によると、建久三（1192）年八月十六日の「馬場儀（ばばのぎ）」²⁵⁾に付随した相撲行事には「京より下向」した「相撲十人」が勤めていたことを教えてる。また、『吾妻鏡』によれば鶴岡八幡宮の「相撲長」、「相撲奉行」など祭礼を統轄したらしき職に給田畠が付随して八幡宮から補任され、これが世襲の対象となっていた。つまり、同宮の祭礼の相撲は社家のもとに構成された組織によって催されていたと考えられる。それは同宮のさまざまな「職人」（専門的な職能を持った人）の姿を描いたとされる『鶴岡放生会職人歌合』に「博労」と対に「相撲人」が見えることから、祭礼の相撲が専門化した「職人」たる相撲人によって行われていたと推測できる。

4. 諸大名の相撲見物

専門的相撲人集団の登場は、相撲が「観るスポーツ」としての地位を確立したことを教えている。先にも触れたように『吾妻鏡』には鶴岡八幡宮の放生会に奉納される相撲の記事が多くみられ、頼朝が臨席した場合もある。また、幕府御所などでも上覧相撲が行われた記事も少なくない。鶴岡八幡宮の祭礼の相撲は、競馬・流鏝馬に付随して行われる場合が多い。この組合せは11世紀以降、前述したように諸国国衙の主導のもとに国内郷々に役を課して催された一宮神事の中核的なものである。この相撲は頼朝の死後も、その後継者である三代將軍実朝・四代將軍九条頼経らが臨席して催されており、頼朝と同様にしばしば武士たちを召して相撲見物に興じている。

また、室町幕府の足利將軍も相撲を見物しており、周辺の諸大名も諸国から相撲人を招いて相撲見物を盛んに行っている。室町幕府第六代將軍義教は、政権の基礎固めのための根回しとして幕閣の主だった大名たちの邸宅をしばしば「相撲御覧のため」という名目で訪問していた。『満濟准后日記』²⁶⁾には次のようにある。

六月十九日 今夕室町殿様渡御管領亭。相撲御見物云々。

七月四日 今日公方様為相撲御覧細河右京大夫亭へ入御云々。

同十日 今日渡御赤松亭。兼相撲可有御見物云々。

依降雨先猿樂在之。其後相撲依晴在之云々。

同十九日 今日於山名亭為相撲御見物可有渡御處。内裏様御惱以外。
一向御息少通計々。・・・・管領申旨。
己悉用意申了。無渡御者定無面目可相存敷。
於相撲者雖被略。片時可有入御敷之由申入云々。

時の管領畠山満家をはじめ、細川持元、赤松満祐、山名時熙ら、当時の幕閣の核心を形成した諸大名がいずれも「相撲御覧」という名目で義教を招いている。この時期、京都の諸大名の間で相撲見物が盛んに行われており、その需要を満たすべく諸国から多くの相撲人が上京してきたことが、『看聞日記』²⁷⁾の応永三十二（1425）年九月十三日条からも窺える。

一折張行、無人数之間、五十韻閣之、抑只今聞、去比室町殿門前ニ落書札立之、其後重又立、室町殿以前落書ニ被立腹、諸大名相撲被止了、其後大内暇申西国へ下向ノ之間、如此又有落書云々、黄衣ハ室町殿いつも黄衣を被着之間申云々

まず、この落書きに「諸国より相撲はおほくのほる」という状況が窺える。そして、落書きに立腹した第五代将軍義持は、「諸大名の相撲」を禁止している。これに対して次の落書きには相撲を禁止するより、大内の下国と義持の黄色の衣をやめたほうがいいという内容である。いずれにせよ、この落書きから京を中心とした当時の相撲人の活動状況が窺え、彼らを召して諸大名の相撲見物がしばしば催されていたことがわかるであろう。

大名邸で催される相撲は、「諸国より」上ってくる相撲人たちにとっては高額な禄物に預かる絶好の機会であり、これが諸国相撲人を京に向かわせる求心力になったことは容易に察することができる。

このように中世の相撲は専門的な相撲人よって演じられる「芸能」であり、そうした相撲を見物することは中世の武将たちの娯楽として機能していたと考えるのが自然であろう。

5. 勸進相撲の萌芽

中世後期の芸能興行一般は、勸進興行の成立・発展によって特徴づけられる。勸進興行、相撲の場合、勸進相撲と言うと一般的には近世の職業的な営利集団としての相撲が想起される。しかしながら、勸進興行の原義は営利を目的とした興行ではない。

勸進とは、寺社・橋梁などの建立・修復のための資金調達を目的とし、人びとの喜捨を募ることをいう。このような喜捨が功德を積むことになるとして人びとを教化・勸化し、自発的な喜捨を募るのが勸進の本来のあり方である。こうした勸進の実施主体となったのは勸進聖と呼ばれる僧であり、勸進の趣旨をしたためた勸進帳を携えて諸国を行脚して人びとの喜捨を募ったのである²⁸⁾。

勸進の歴史を簡単に整理すると以下のようになるという²⁹⁾。

古代	8世紀中頃	東大寺大仏建立	聖武天皇>行基=官主導
中世	12世紀末	東大寺再建	後白河天皇<重源=民主体(中世的勸進の原型)
	13世紀中頃	興行型勸進の成立	
		勸進の隆盛	「当世勸進充滿国土」(1255)
	13世紀末	勸進聖の芸能化	(一遍・自然居士)
	14世紀初	芸能の勸進興行への参加	
	14世紀末	複式夢幻能の成立	
近世		勸進聖の乞食化	

中世も半ばになると、勸進に新たな形態が生じる。ひとつは、本来の自発的な喜捨の性格を離れて実質的に荘園・村落への負担賦課へと転化する。「勸進の体制化」と呼ばれる現象であり、もうひとつは、猿楽などの芸能を演じて観客を集め、見物料を徴収して募金にかえる勸進興行の出現である。ここで取り上げるのは後者の勸進興行であり、これは勸進主体の側からすれば、地方におもむくことなく勸進の実をあげる効率のよい資金調達の方法であった。

勸進興行が成立する条件として考えられるのが勸進主体の側の要請に加えて、興

行の芸能に観客が入場料を支払う価値を見いだすことが必須となろう。このためには高度に洗練された内容と技量、素人芸能と一線を画した専門性が要求されよう。ゆえに勧進興行が盛んになる南北朝時代あたりまでに、猿楽をはじめとする諸芸能の内容・技能が観阿弥・世阿弥父子の出現に代表されるように相当な水準に達していたことが想定される。

相撲の場合、史料的に制約が厳しく職業的相撲人集団の展開を具体的に検証できるのは、15世紀まで見いだすことができない。鎌倉時代から南北朝期にかけてわずかに見いだされる職業的相撲人集団の活動の痕跡は、もっぱら寺社の祭礼相撲におけるものである。ゆえに推測の域ではあるが寺社祭礼との関わりという点では、相撲と田楽・猿楽などの諸芸能はごく似通ったところから出発している。そして、それらが祭礼への奉仕によって寺社から下される禄物や給免田畠などの形態から、興行にともなう入場料収入の配分へと芸能者の経済的基盤が移行していく。田楽・猿楽などの諸芸能の動向が寺社の祭礼の構造と密接に関わることがらである以上、それは相撲人たちのゆくえとも無関係ではなかったと考えられるのである。

応永二十六（1419）年十月に京都郊外・山城国伏見郷で法安寺造営のための勧進相撲が行われた、という記事が『看聞日記』の応永二十六年十月三日条にある。

法安寺為造営有勧進相撲、今夜始之、可有三ケ日云々、他郷者共群集、蜜々見物二行、薬師堂内棧敷、椎野・三位・重有・長資朝臣相伴、深更相撲了、勧進相撲目珍事也、此間諸方有此事

この記事によれば、寺院の造営の費用を調達するための勧進相撲興行がこの当時すでに行われていたことがわかる。また、勧進相撲が「めずらしき事」ながらも、「この間、諸方にてこの事あり」ということから、勃興期にあったと推測できる。しかしながら、15世紀における勧進相撲の記録はこのほかにみることはできない。

時代が下り、中世末期から近世初期にかけて諸史料に勧進相撲興行や興行収入を生活の糧とする職業的相撲集団が散見される。『大友興廢記』³⁰⁾には、雷（いかづち）、稻妻、辻風、大嵐などのしこ名をもった相撲人たちが「都より」下向して豊後府内で勧進興行をしたという記事がみられ、この四人に勝つものはいなかったという。

また、『義残後覚』³¹⁾にも「上方よりすくれたる相撲とも十五人許状をとつて西国にまわけるか筑後にきたり」とあり、久留米の領主・毛利秀包のもとに抱えられていた相撲人20人ほどと対戦した。「手のものともと相撲をはしめ給ふに上方より許状にてくたるほどの取手ともなれハいつれも手からしにて廿人計のとりてともをことごとく」これらを打ち負かしたという。また、同書には次のような記事もみられる。

京伏見はんじやうせしかば諸國より名誉のすまふども到来しけるほどに内野七本松にて勸進すまふを張行す くわんじんもとの取手にハ 立石 ふせ石 あらなみ たつなみ 岩さき そりはし 藤らふ 玉かつら くる雲 追風 すぢがね くわんぬきなどをはじめとして都合三十ばかり有けり よりはは 京 邊土 畿内 さてはしよこくの武家よりあまりてとりけれども さすかに勸進すまふをとるほどのものなれハ いつにてもとりかちけり

中世末期には、京近辺を拠点として諸国から相撲人が集まり、諸国へと巡業してゆく相撲人集団が形成され、勸進興行も盛んに行われていたことがわかる。また、勸進興行の相撲人が高度の技能を有した職人であることも察せられる。このように相撲人のなかには最大のマーケットである京周辺を本拠地に諸国を巡業する者もあり、地方においては武将に召し抱えられた者もあった。

京周辺の相撲人集団の姿は、織田信長によって催された上覧相撲においても、垣間見ることがでる。『信長公記』³²⁾によると、天正六(1578)年八月十五日に、「近江、京都の相撲取をはじめ、その他千五百人」が安土に召集され、辰の刻から酉の刻(午前八時～午後六時)まで、小相撲五番打(五人抜)、大相撲三番打(三人抜)が行われた。

信長は、こうして集まった相撲人のなかから特に技量の優れた者に知行を与えて召し抱えた。元亀元(1570)年三月の相撲で好成績をあげた鯉江又一郎と青池与右衛門の二人が御家人に召し抱えられ、「相撲之奉行」に任命されている。また、天正六年八月の相撲で優れた成績をあげた一四人の相撲人には、太刀、脇差や衣服のほか、「御領中より百石」と屋敷がそれぞれ下されたという。彼らは相撲を生業

とし、その優れた技能をもって召し抱えられたのである。先に述べたように相撲見物を好んだり、相撲人を召し抱えたのは信長に限ったことではない。

6. おわりに

本稿は、相撲節廃絶後の相撲人のゆくえを寺社と芸能との関わりのなか探ることによって中世における相撲について考察を試みることであった。ここまでに明らかになった内容に若干の検討を加えると以下ようになる。

院政期以降、京周辺の大社寺の祭礼に奉納される相撲は相撲節が前提に成立していた。この相撲人は国衙の主導によって形成された神事役の賦課体制のもとで、国衙領・荘園に割りあてられることによって徴発されていた。ゆえに、地方の寺社においては相撲節の儀式を模して奉納される相撲は少なくなかった。

相撲節廃絶後、「国相撲人」によって勤仕されていた諸国一宮など地方寺社の相撲は、近在郷々への相撲役賦課と、専門的相撲人の雇用、あるいは両者の折衷という形態で「国相撲人」体制の変化に対応した。それは「相撲頭役」、「京相撲」あるいは「京都相撲」と呼ばれる形態、またはそれらの折衷という形である。

専門的職業集団の登場は、相撲が「観るスポーツ」としての地位を獲得したことを意味している。諸大名たちは専門化した相撲人(=「職人」)によって演じられる「芸能」としての相撲を見物することを娯楽としていた。

中世後期において芸能興行一般は、勸進興行の成立・発展に特徴づけられ、相撲も諸芸能と同様に勸進相撲(芸能としての相撲を演じて観客を集め、見物料を徴収して募金にかえる意味)を行っていたと考えらる。しかしながら、相撲の場合、史料的に制約が厳しく職業的相撲人集団の展開を具体的に検証できるのは、15世紀まで見いだすことができない。

時代が下り、中世後期から近世初期なつてようやく勸進相撲興行や興行収入を生活の糧とする職業的相撲集団が散見できるようになる。相撲人のなかには最大のマーケットである京周辺を本拠地に諸国を巡業する者もあり、なかには武将に召し抱えられる者もあった。

以上のように相撲節廃絶後の相撲人は、寺社の祭礼の相撲や勸進相撲のなかで「観

るスポーツ」として洗練され、「芸能」としての相撲を演じることによって時代の盛衰を生き抜いていったと考えられる。

注記および引用・参考文献

- 1) これについて新田一郎は、『相撲の歴史』のなかで『古事類苑』武技部（明治・大正時代に編纂された百科事典）の項目立てを整理した酒井忠正の『日本相撲史 上』の枠組みをそのまま踏襲したものと指摘している。新田一郎(1994)『相撲の歴史』山川出版社：東京、pp7-8
- 2) 鎌倉幕府の初代将軍・源頼朝から第6代将軍・宗尊親王まで6代の将軍記。治承四年（1180）年から文永三（1266）年にいたる鎌倉幕府の歴史を記述した書。
- 3) 伊賀守橘成季によって編纂された説話集。建長六（1254）年に一旦成立し、その後増補がなされた。
- 4) 鎌倉時代初期に起きた「曾我十郎祐成と五郎時致の兄弟の敵討」を描いた物語。作者不詳。
- 5) 特に南北朝の動乱の大きな転換は、近代以前あるいは戦前までの日本の歴史全体に裾野を広げて考えることができるという。網野善彦（1980）『日本中世の民衆像』岩波新書：東京、p12
- 6) 舞楽は左舞・右舞に分類され、これが相撲節における左方・右方になぞらえていた。例えば、左方の相撲人が勝つと左舞である「陵王（りょうおう）」が、右方が勝つと右舞である「納蘇利（なそり）」が奏でられ、儀式の節目節目にはさまざまな舞楽が奏でられた。節の最後には「千秋楽（せんしゅうらく）」「万歳楽（まんざいらく）」が奏でられた。
- 7) 藝能史研究会編（1982）『日本芸能史 2』法政大学出版局：東京、p3
- 8) 相撲の担い手は、古代には「相撲人（すまいびと）」と呼ばれることが多かった。また単に「相撲（すまい）」と呼ばれることもあり、中世にはむしろこれがふつうの呼称であった。さらに中世末期には「相撲取（すもうとり）」の語が登場する。新田前掲書、pp18-19

中世の相撲に関する一考察

- 9) 10世紀中頃、神祇秩序（神々の秩序）は、伊勢・石清水・賀茂上下・松尾などの16社となり、10世紀末には21社奉幣が確立している。これをもって中世神祇秩序の基本的枠組みができあがっている。木村茂光（2009）『中世社会の成り立ち』吉川弘文館：東京、p62
- 10) 藤原実資の日記。「小右記」とは小野宮右大臣（実資のことを指す）の日記という意味。
- 11) 源師時（1107～1136）の日記。
- 12) ここでいう「国相撲人」は、相撲節が開催される際に左右近衛府によって国元より召集される相撲人と考えられる。
- 13) 藤原正穩編。歴代の記録類から石清水八幡宮の臨時祭および放生会関係の記事を抜粋したもの。
- 14) 木村正勝の著。宝暦十三（1763）年刊行。相撲の起源・歴史から、大坂を中心とした勸進相撲興行の様子にいたるまで、近世に刊行された「相撲百科全書」の趣のある書である。
- 15) この語は文政六（1823）年成立の『鹿島志』（北条時鄰著）に見られ、相撲部領使（すまいのこりのつかい）のことを指している。相撲節において諸国より貢進される相撲人は、国司の責任において選出され、相撲部領使に率いられて上京する定めにあった。
- 16) 絵詞とあるように本来は絵と詞書からなる諏訪大社の縁起絵巻物である。延文（1356～61）ごろの成立とされている。
- 17) 相撲節相撲人による相撲の前に行われる四尺以下の小童の相撲による占いのこと。
- 18) 木村前掲書、p63。石井進（1987）『鎌倉武士の実像』平凡社：東京、pp42-43
- 19) 野口実「相撲人と武士」（1988）『中世東国史の研究』所収、東京大学出版会：東京、p72
- 20) 新田前掲書、p121。
- 21) 建久八（1197）年ごろの成立の『宇佐神領大鏡』による。
- 22) 山路興造は「伎楽・舞楽の地方伝播」のなかで、中世社寺芸能の特質として地域ごとに職業としての芸能の組織（座となる場合が多い）が生じ、地域内の社

- 寺とその中心者が契約（楽頭職を与える場合が多い）すると教えている。また、その地域が地方の場合一国単位であり、国の芸能座がそこから生じるという。山路興造（1980）伎楽・舞楽の地方伝播『民俗芸能研究』創刊号：東京、p28
- 23) 鎌倉末期から南北朝期にかけて専門芸能者の生活を保障していた国衙や権門勢家（けんもんせいか）の勢力が弱くなっていく。このような時代の趨勢のなかで、芸能者たちは時代に受け入れられる芸や市場を求めていった。たとえば、猿楽者が大社寺の法会や祭礼から、郷村の祭礼のなかへ市場を求めていくのも、鎌倉中期、弘安年間（1278-88）ごろからであり、特に近畿に多いという。京都部落史研究所編（1986）『中世の民衆と芸能』阿吽社：東京、p140
- 24) 鶴岡八幡宮の歴代社務職の日記。建久二（1191）～文和四（1355）年までの160年間の記録が現存する。
- 25) 鶴岡八幡宮の放生会・臨時祭などの祭礼に付随し、馬場において競馬・流鏑馬・相撲などを行った儀式。
- 26) 醍醐寺座主でもある三宝院住持の僧侶・満済が書き残した日記
- 27) 『看聞御記』ともいう。伏見宮貞成親王の日記。
- 28) 網野善彦は勸進聖は「資本家の先駆」とであると指摘している。ただし資本家というのはお金を自分のものにしてしまって、だんだんとそれをふくらませていくのに対して、勸進聖の活動は、そういうことは基本的にはしない。集められたお金は無縁のものであって、それを公平に、そそうなく扱うことができるというのが勸進聖の条件である。
- 29) 松岡心平（2002）『中世芸能を読む』岩波書店：東京、p10
- 30) 戦国大名大友氏の興廃を描いた戦記。寛永十四（1637）年ころの成立。
- 31) 愚軒の著。文禄五（1596）年に成立した雑話集。
- 32) 戦国大名である織田信長の一代記。著者は信長の家臣であった太田牛一。慶長五（1600）年成立、元和八（1623）年刊行。